



# 山形県公報

平成29年6月9日(金)  
第2851号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……623
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……625
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………626

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 指定管理者の募集……………(空港港湾課) ……627
- 同……………(同) ……628
- 同……………(同) ……629
- 同……………(同) ……630
- 平成29年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……631
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(新庄病院) ……632

## 告 示

### 山形県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地        | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日      |
|---------------------------------|--------------------|-------------|-----|------------|
| 特定非営利活動法人なでらの森<br>米沢市城西四丁目5番87号 | 楓<br>米沢市広幡町成島282番地 | 就労継続支援(B型)  | 34名 | 平成29. 6. 1 |

### 山形県告示第441号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調査地域                                                                               | 調査期間                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 山形市       | 大字沼木の一部                                                                            | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで                   |
|           | 大字漆山、大字七浦、大字上反田、大字古館、大字門伝、大字柏倉、大字沼木、松栄一丁目、松栄二丁目、鉄砲町、大字千手堂、飯沢、松栄、長苗代、羽黒堂及び高堂二丁目の各一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで |
| 米沢市       | 大字李山及び笹野本町の各一部                                                                     | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで                   |
| 鶴岡市       | 木野俣及び菅野代の各一部                                                                       | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで |
| 酒田市       | 北俣及び生石の各一部                                                                         | 同                                           |
| 上山市       | 八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、新町二丁目及び旭町一丁目の各一部                                        | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで                   |
|           | 長清水一丁目、長清水二丁目、長清水三丁目及び石堂の各一部                                                       | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで |
| 天童市       | 大字寺津及び大字藤内新田の各一部                                                                   | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで                   |
| 長井市       | 今泉の一部                                                                              | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで |
| 尾花沢市      | 大字行沢、大字中島及び大字上柳渡戸の各一部                                                              | 同                                           |
| 大江町       | 大字勝生、大字小清、大字沢口、大字柳川及び大字貫見の各一部                                                      | 同                                           |
| 川西町       | 大字下小松の一部                                                                           | 同                                           |
| 白鷹町       | 大字萩野の一部                                                                            | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで                   |
| 飯豊町       | 大字萩生の一部                                                                            | 同                                           |

**山形県告示第442号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営村山北部地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営村山北部地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所及び大石田町役場
- 縦覧に供する期間  
平成29年6月15日から同年7月13日まで
- その他
  - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第443号**

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 河川の名称  
一級河川赤川水系大山川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成29年5月30日
- 廃川敷地等の位置  
鶴岡市西沼字高屋140地先  
鶴岡市西沼字高屋160番1地先  
鶴岡市西沼字高屋168番1地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,003.45㎡

**山形県告示第444号**

次の開発行為は、完了した。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成28年12月28日 指令置総建第60号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡高畠町大字高畠字渋作327番8、327番9、329番10、330番6、330番7、332番1、333番3、333番5、333番6、333番7、335番、342番2、344番2、333番3地先道、333番3地先水、335番地先道、335番地先水1、335番地先水2、335番地先水3、大字泉岡字中道433番1、438番1、439番1、439番3、439番4、440番3、440番6、441番4、438番1地先水、433番1地先水、大字相森字村南652番18、657番1、657番2、657番3、

657番4、658番1、658番2、658番3、658番4、658番5、658番6、658番7、659番1、659番2、659番3、660番2、652番18地先水

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡高島町大字金原2321番地 有限会社興商

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月9日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 眞 一 郎

#### 山形県公安委員会規則第5号

##### 山形県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和46年12月県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに暴力団員」を「、暴力団員」に、「の規定」を「並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第17条第1項の規定」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(3) ストーカー規制法の規定に係る次の事務

イ ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令に関する事務

ロ イに掲げる命令をしようとする場合の聴聞に関する事務

ハ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令に関する事務

ニ ハに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取に関する事務

ホ イ及びハに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務

ヘ ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分に関する事務

ト へに掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞に関する事務

チ へに掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務

リ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事務

第4条に次の1号を加える。

(3) ストーカー規制法の規定に係る次の事務

イ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令に関する事務

ロ イに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務

ハ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（イに掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）に関する事務

#### 附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成29年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された

## 目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人いなか暮らし遊佐応援団

## (2) 代表者の氏名

平 靖夫

## (3) 主たる事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字広表6番地の1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、遊佐町民に対して、遊佐町内に多数存在する空き家の利活用事業、及び都市部の住民の移住・定住促進事業、並びに起業支援事業等を行い、遊佐町の人口減少の抑制と遊佐町の活性化を図り、遊佐町の原風景の保全を図ることに寄与することを目的とする。

酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

## (1) 名称 酒田北港緑地

## (2) 所在地 酒田市高砂地内

## 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

## (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

## (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

## (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

## (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

## (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

## (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

## (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

## (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

## (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

## (1) 配布期間 平成29年6月9日（金）から同年7月11日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3

月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成29年7月5日(水)から同月11日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月11日(火)までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名称 酒田北港緑地展望台

(2) 所在地 酒田市高砂地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

(1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(9) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成29年6月9日（金）から同年7月11日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所港湾振興室 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5636  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成29年7月5日（水）から同月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月11日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県酒田海洋センター

(2) 所在地 酒田市船場町二丁目5番15号

#### 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成29年6月9日（金）から同年7月11日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
- イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
- ロ 山形県港湾事務所港湾振興室 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5636  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成29年7月5日（水）から同月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月11日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 鼠ヶ関マリーナ
- (2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又



- は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成29年6月9日（金）から同年7月11日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
- イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
- ロ 山形県港湾事務所港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成29年7月5日（水）から同月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月11日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成29年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成29年6月9日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成29年6月16日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 各日午前9時から午後4時45分まで

## 3 会場及び展示内容

| 教科書展示会会場                                    | 展示内容                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul> ※一般図書を含む。 |
| 山形市城西町二丁目2番15号<br>山形市総合学習センター               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>                              |
| 上山市二日町10番25号<br>（ショッピングプラザカミン5階）<br>上山市立図書館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>                              |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>           |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>                              |
| 新庄市大字金沢字大道上2034番地<br>山形県最上教育事務所             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>           |
| 米沢市金池三丁目1番14号<br>置賜総合文化センター                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>                              |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>           |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号<br>山形県庄内教育事務所            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>           |
| 酒田市中町一丁目4番10号<br>酒田市役所中町庁舎内                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>                              |

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年6月9日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県立新庄病院総合医療情報システム保守業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号  
電話番号0233(22)5525
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 66,286,301円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

平成29年6月9日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年6月9日発行 発行人 山形県